

北海道胆振地域公共交通活性化協議会(法定協議会)の設置について

1 概要

胆振全域を区域とする広域的な地域公共交通計画(以下「広域計画」という。)の作成及び実施のために必要な協議を行う場として、地域公共交通活性化再生法(以下「活性化再生法」という。)第6条の規定に基づき、標記協議会を設置する。

2 背景

- ・令和2年11月に活性化再生法が改正され、地方公共団体における地域公共交通計画の作成が努力義務化された。
- ・国から乗合バスの運行経費補助を受けるためには、地域公共交通計画におけるバス路線の位置付けや補助事業の必要性、定量的な目標等の記載を必要としている。

※経過措置期間：令和4年事業年度(R3.10~R4.9)から令和6年事業年度(R5.10~R6.9)まで

3 胆振地域で計画を作成する必要性

胆振地域における地域間幹線をはじめとする複数の市町村を接続するバス路線等の乗降調査や住民アンケート調査等の実施、調査結果の分析を経て、地域の実情を見据えた持続可能で地域に最適な公共交通ネットワークを構築するためのマスタープランとして、広域計画の作成が必要。

4 計画策定等に係る協議会の構成員

協議会の構成員は、活性化再生法の規定を踏まえ、次のとおりとする。

区 分	団 体 名
地域公共団体	胆振総合振興局管内11市町、北海道(胆振総合振興局地域政策課)
公共交通事業者	北海道旅客鉄道(株)、道南バス(株)、あつまバス(株)、室蘭ハイヤー協同組合、苫小牧ハイヤー協会、胆振西部ハイヤー協同組合
道路管理者	北海道開発局室蘭開発建設部、北海道(胆振総合振興局室蘭建設管理部)
公安委員会	北海道警察本部
地域公共交通利用者	室蘭商工会議所、北海道高等学校PTA連合会胆振支部、苫小牧市社会福祉協議会、北海道登別洞爺広域観光圏協議会
学識経験者	室蘭工業大学
必要と認められる者	北海道運輸局室蘭運輸支局、北海道地方交通運輸産業労働組合協議会

5 地域公共交通計画に記載が必要なもの

(1) 記載が必ず必要な事項

項 目	内 容
・基本的な方針	地域が目指す将来像・公共交通が果たすべき役割の明確化・公共交通の活性化等に向けた取組の方向性
・計画の区域	(※胆振総合振興局管内を想定)
・計画の目標	可能な限り具体的かつ明確な目標設定が必要・地域公共交通がもたらすクロスセクター効果に着目した目標が望ましい
・事業・実施主体	計画区域における地域公共交通を一体的に計画の対象とした上で、目標達成のために提供されるべき地域旅客運送サービスの全体像を明記
・達成状況の評価	原則、毎年度、計画に定められた施策の実施状況に関する評価等を行う。
・計画期間	(※5年程度を想定。地域の実情等により柔軟な設定も可。)

(2) 記載が望ましい事項

- ・資金の確保に関する事項
- ・都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項
- ・観光の振興に関する施策との連携に関する事項
- ・地域旅客サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

6 令和5年度の想定スケジュール

時 期	内 容	備考
R5. 4月上旬	第1回協議会 ・協議会設立、事業計画及び予算の決定など	書面
R5. 4月～5月	地域公共交通計画策定支援業務委託事業者の選定・契約締結	
R5. 6月下旬	第2回協議会 ・乗降調査や住民アンケート調査等の内容協議など	
R5. 7月～8月	各種調査実施（乗降調査、住民アンケート等）	
R5. 9月下旬	第3回協議会 ・調査結果の報告、計画素案（地域概要～調査）、計画の方向性の協議	
R5. 12月上旬	第4回協議会 ・計画素案（基本方針、施策、路線の確保方針案を含む。）の協議	
R6. 2月	パブリックコメント（1カ月）	
R6. 3月末	第5回協議会 ・計画成案・策定、国土交通省等への報告	